

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の実施について

建設業労働災害防止協会愛媛支部

金属アーク溶接等の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者から特定化学物質作業主任者を選任しなければなりませんでした。令和6年1月より、金属アーク溶接等の作業に限定して、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者を金属アーク溶接等作業主任者を選任することが可能となりました。

なお、従来通り、金属アーク溶接等の作業を行う場合において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しても差し支えありません。

※金属アーク溶接等の作業をする場合は、特別教育を修了しなければなりません。

受講資格：満18歳以上の者